

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1.事業所概要

事業所名称	医療法人西山記念会 MIRAI病院
主たる事業所の所在地	香川県坂出市加茂町633番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 西山 直志
電話番号 FAX番号	TEL.0877-48-3366／FAX.0877-48-2225
指定年月日及び指定番号	平成11年9月28日

2.ご利用事業所

ご利用事業所の名称	MIRAI病院 介護支援ステーション
所在地	香川県坂出市加茂町593番地1
管理者の氏名	篠原 啓
電話番号 FAX番号	TEL.0877-48-2877／FAX.0877-48-2244
指定番号	3770300089

3.事業の目的と運営方法

事業の目的	適正な居宅介護支援の提供
運営の方針	介護保険事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、関係市町とも連携し、総合的介護保険サービスが受けられる介護計画作成を提供します。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1					1	1
介護支援専門員 (管理者を含む)	9	8	0	1	0	8.5	1以上

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
管理者	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)	常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)	常勤で勤務

6. 営業時間

営業日	平日(月～金)	土曜日
営業時間	9:00～18:00	9:00～13:00

※休日……日・祝・祭日 ※年末年始(12/30午後～1/3)は休日と同じ扱いとなります。

17. 利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するための措置

当事業所は、人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又は再発を防止するための措置を講じています。

- ・当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ・当事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ・当事業所において、介護支援専門員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

〈虐待発生時の対応手順〉

① 虐待の事実関係の確認	虐待された高齢者や家族からの聴取、目撃者からの情報収集などにより事実関係を明確にする。
② 高齢者の安全確保	必要に応じて、一時的に施設への入所手続き等を行うなどして安全を確保する。
③ 警察への通報	必要に応じて、直ちに警察に通報し、対応を依頼する。
④ 行政への報告	必要に応じて、管轄の自治体に事実関係を報告し、対応を相談する。
⑤ 家族やサービス事業者への対応	事実関係を伝え、再発防止策の作成を促す等の対応を行う。
⑥ 再発防止策の作成と実施	原因を分析し、職員研修の充実等の再発防止策を作成、実施する。

18. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ①当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③当事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 業務継続計画の策定等

- ①当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②当事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③当事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

20. 24時間連絡相談体制

ケアマネジャーの業務勤務時間外の緊急を要する連絡や相談に関しては、下記業務用携帯電話により、ケアマネジャーが当番制で対応させていただきます。連絡用業務携帯番号[090-6288-7731]

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 坂出市加茂町593番地1
MIRAI病院 介護支援ステーション 印

氏名 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 _____

利用者の家族 氏名 _____

7. 事業の実施地域

実施地域	坂出市(島しょ部を除く)、高松市、丸亀市、善通寺市、仲多度郡、綾歌郡、三豊市、観音寺市
------	---

8. 居宅介護支援サービスの概要

要介護認定の申請代行 サービス計画の立案 情報提供 連絡調整

9. 利用者負担金

(1) 居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に介護保険給付が支払われる場合は、利用者の負担はありません。居宅介護支援の利用料は次のとおりです。

要介護度	利用料(月額)
要介護1・2	10,860円
要介護3～5	14,110円

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、介護報酬の告示上の額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日各市町の窓口に出すと全額払い戻しを受けることができます。

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。

※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することになります。

(2)加算金

以下の要件を満たす場合に算定されます。

加算の種類	加算額(円)	加算の要件
初回加算	3,000	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された場合に対し居宅サービス計画を作成した場合(1月1回を限度)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500	利用者が入院した日の内に医療機関に必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関に必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500	病院や施設等の職員から必要な情報を2回(うち1回以上はカンファレンスによる)受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000	病院や施設等の職員から必要な情報を3回以上(うち1回以上はカンファレンスによる)受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
通院時情報連携加算	500	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230	※40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定

※居宅介護支援(坂出市)1単位の単価…10円

(3)交通費

前記7のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(4)契約の解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。なお、入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供します。

11. 苦情申立窓口

①当事業所 ご利用者ご相談窓口	受付時間	平日 午前9時～午後6時 土 午前9時～午後1時
	電話	0877-48-2877
	面談場所	事務室
	苦情解決責任者	院長 西山 信介
②第三者委員	小林 一夫 坂出市加茂町656-2……………Tel 090-1320-1114	
③その他	坂出市福祉事務所…………… Tel 0877-44-5090 丸亀市役所…………… Tel 0877-24-8807 宇多津町役場…………… Tel 0877-49-0511 高松市役所…………… Tel 087-839-2326 香川県国民健康保険団体連合会…………… Tel 087-822-7453 香川県健康福祉部…………… Tel 087-832-3269	

12. 苦情受付の報告・確認及び苦情解決の手順

(1) 苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を報告します。

(2) 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員立会いによる話し合いは次によります。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項の確認

(3)「運営適正化委員会」の紹介

当施設で解決できない苦情は、香川県社会福祉協議会(連絡先087-861-0545)に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。

13. 協力医療機関

[医療機関の名称と電話番号] 医療法人西山記念会 MIRAI病院 Tel 0877-48-3366

14. 事故発生時の対応

(1)当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な処置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(2)当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

15. 書面掲示規制の見直し

事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることとします。

また、上記の「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表します。

16. 身体的拘束等の適正化のための措置

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。